

常務理事	事務長	部長	課長	係長	係

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	健康保険 被保険者証記号	
	厚生年金保険 事業所整理記号	
	事業所 所在地	〒 _____
	事業所 名称	_____
事業主 氏名	_____ (印)	
電話番号	( _____ )	

受付印

社会保険労務士記載欄   氏名等
_____ (印)

項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	⑦ 個人番号等 (70歳以上被用者のみ記入)
	④ 賞与支払年月日	⑤ 賞与支払額	⑥ 賞与額 (千円未満は切捨て)	⑧ 備考

共通	④ 賞与支払年月日 (共通)	9.令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
----	----------------	------------------------------

← 1枚ずつ必ず記入してください。

1	①	②	③	70歳以上被用者のみ2枚目に記入	
	④ 上記「共通」と同じときは不要 9.令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	⑤ ⑦通貨 _____ 円	⑧ ①現物 _____ 円	⑥ 合計 (⑦+⑧) _____ ,000 円	⑧ 1、70歳以上被用者 2、二以上勤務 3、同一月内の賞与合算 (初回支払日 _____ 日)
2	④ 上記「共通」と同じときは不要 9.令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	⑤ ⑦通貨 _____ 円	⑧ ①現物 _____ 円	⑥ 合計 (⑦+⑧) _____ ,000 円	⑧ 1、70歳以上被用者 2、二以上勤務 3、同一月内の賞与合算 (初回支払日 _____ 日)
3	④ 上記「共通」と同じときは不要 9.令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	⑤ ⑦通貨 _____ 円	⑧ ①現物 _____ 円	⑥ 合計 (⑦+⑧) _____ ,000 円	⑧ 1、70歳以上被用者 2、二以上勤務 3、同一月内の賞与合算 (初回支払日 _____ 日)
4	④ 上記「共通」と同じときは不要 9.令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	⑤ ⑦通貨 _____ 円	⑧ ①現物 _____ 円	⑥ 合計 (⑦+⑧) _____ ,000 円	⑧ 1、70歳以上被用者 2、二以上勤務 3、同一月内の賞与合算 (初回支払日 _____ 日)
5	④ 上記「共通」と同じときは不要 9.令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	⑤ ⑦通貨 _____ 円	⑧ ①現物 _____ 円	⑥ 合計 (⑦+⑧) _____ ,000 円	⑧ 1、70歳以上被用者 2、二以上勤務 3、同一月内の賞与合算 (初回支払日 _____ 日)
6	④ 上記「共通」と同じときは不要 9.令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	⑤ ⑦通貨 _____ 円	⑧ ①現物 _____ 円	⑥ 合計 (⑦+⑧) _____ ,000 円	⑧ 1、70歳以上被用者 2、二以上勤務 3、同一月内の賞与合算 (初回支払日 _____ 日)
7	④ 上記「共通」と同じときは不要 9.令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	⑤ ⑦通貨 _____ 円	⑧ ①現物 _____ 円	⑥ 合計 (⑦+⑧) _____ ,000 円	⑧ 1、70歳以上被用者 2、二以上勤務 3、同一月内の賞与合算 (初回支払日 _____ 日)
8	④ 上記「共通」と同じときは不要 9.令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	⑤ ⑦通貨 _____ 円	⑧ ①現物 _____ 円	⑥ 合計 (⑦+⑧) _____ ,000 円	⑧ 1、70歳以上被用者 2、二以上勤務 3、同一月内の賞与合算 (初回支払日 _____ 日)
9	④ 上記「共通」と同じときは不要 9.令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	⑤ ⑦通貨 _____ 円	⑧ ①現物 _____ 円	⑥ 合計 (⑦+⑧) _____ ,000 円	⑧ 1、70歳以上被用者 2、二以上勤務 3、同一月内の賞与合算 (初回支払日 _____ 日)
10	④ 上記「共通」と同じときは不要 9.令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	⑤ ⑦通貨 _____ 円	⑧ ①現物 _____ 円	⑥ 合計 (⑦+⑧) _____ ,000 円	⑧ 1、70歳以上被用者 2、二以上勤務 3、同一月内の賞与合算 (初回支払日 _____ 日)



記入例 | 被保険者賞与支払届【2019.5改】

令和 1 年 12 月 25 日提出

提出者記入欄	健康保険 被保険者証記号	1	2	3	4									
	厚生年金保険 事業所整理記号			0	1	-	A B C							
	事業所所在地	〒 111 - 1111 東京都〇〇区〇〇町1-2-3						* 事業主の押印は、署名（自筆）の場合は省略できます。						
	事業所名称	〇〇〇〇 株式会社												
事業主氏名	代表取締役社長 〇〇 〇〇〇													
電話番号	03 ( 1234 ) 5678													
<table border="1"> <tr> <td>社会保険労務士記載欄   氏名等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>印</td> </tr> </table>								社会保険労務士記載欄   氏名等			印			
社会保険労務士記載欄   氏名等														
	印													
項目名	① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名			③ 生年月日	⑦ 個人番号等 (70歳以上被用者のみ記入)								
	④ 賞与支払年月日	⑤ 賞与支払額			⑥ 賞与額 (千円未満は切捨て)	⑧ 備考								
共通	④ 賞与支払年月日 (共通)		9.令和	0	1	1	2	2	0	← 1枚ずつ必ず記入してください。				
1	①	12	②		〇〇	〇〇	③		5	-	10	12	01	70歳以上被用者のみ2枚目に記入
	④	上記「共通」と同じときは不要		⑤ 通貨	415,000		円	⑥ 合計 (⑦+④)	415		,000	円	⑧	① 70歳以上被用者 2. 二以上勤務 3. 同一月内の賞与合算 (初回支払日 日)

記入方法 | 記入例を参考に次の事項に注意のうえご記入ください。

- ① 被保険者整理番号 資格取得時に払い出された被保険者整理番号(保険証番号)をご記入ください。
- ③ 生年月日 該当する元号の番号と、年月日を上の記入例のようにご記入ください。  
【元号】 明治 ⇒ 1 大正 ⇒ 3 昭和 ⇒ 5 平成 ⇒ 7 令和 ⇒ 9
- ④ 賞与支払年月日 (共通) 事業所における賞与支払年月日をご記入ください。  
なお、各被保険者欄にある「④賞与支払年月日」欄は、「④賞与支払年月日(共通)」と異なる方のみご記入ください。
- ⑤ 賞与支払額 「⑦(通貨)」は、賞与・手当等名称を問わず労働の対償として、3か月を超える期間ごとに金銭(通貨)で支払われるすべての金額をご記入ください。  
・ 年間4回以上支払われる賞与等は、標準報酬月額の対象となりますので、『被保険者報酬月額算定基礎届』又は『被保険者報酬月額変更届』に記入する報酬月額に算入してください。  
「⑧(現物)」は、賞与のうち食事・住宅・被服等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。  
・ 現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事、住宅については都道府県ごとに定められた価格、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。
- ⑥ 賞与額 「⑦(通貨)」と「⑧(現物)」の合計から1,000円未満切捨てした金額をご記入ください。
- ⑧ 備考 「1、70歳以上被用者」に該当する場合は○で囲んでください。  
「2、二以上勤務」は、被保険者(70歳以上被用者)が2カ所以上の適用事業所で勤務している場合に○で囲んでください。  
「3、同一月内の賞与合算」は、同一月内に2回以上支払われた賞与を合算して届出する場合に○で囲んでください。  
( )内には、初回に支払われた日をご記入ください。  
(④の賞与支払年月日欄には、その月の最後に支払った日をご記入ください。)  
なお、すでに届出済の賞与については、合算して届出する必要はありませんのでご注意ください。

2枚目 (日本年金機構分) の注意事項

- ⑦ 個人番号等 70歳以上被用者の方のみ、本人確認のうえ個人番号をご記入ください。  
(基礎年金番号を記入する場合は、年金手帳等に記載されている10桁の番号をご記入ください。)

お知らせ

- 賞与にかかる保険料は、合計額から1,000円未満を切捨てした標準賞与額に保険料率をかけて計算されます。毎月の標準報酬月額の等級とは異なりますのでご注意ください。  
※健康保険組合における標準賞与額の上限は、年間(4~3月)の累計で573万円となります。転職・転勤等、以前の勤務先での賞与額と合算して同一の保険者で健康保険の上限を超える場合は、「健康保険 標準賞与額累計申出書」の提出が必要となります。  
※厚生年金保険における標準賞与額の上限は、1カ月あたり150万円となります。
- 資格取得月(資格取得年月日以降)に支払われた賞与は保険料計算の対象となります。資格喪失月に支払われた賞与について、退職日以前のもは届出が必要となりますが、原則として、保険料計算の対象とはなりません。
- 産前産後休業・育児休業の取得により、保険料が免除される期間中に支払われた賞与についても届出が必要となります。
- 介護保険料については、賞与支払月内に40歳に到達した場合は、誕生日が賞与支払日より後であっても介護保険料が徴収されます。また、賞与支払月内に65歳に到達した場合は、誕生日が賞与支払日より前であっても介護保険料は徴収されません。
- ターンアラウンド用紙(必要事項の印字されている用紙)を使用の場合は、賞与の支払いがなかった方は、該当者欄に斜線を引いてください。